

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月5日(火) 13:22 ~ 14:07

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員会

①出席委員 11人

会長 6番 井上 利彦

委員 1番 上甲 覚

2番 土居 裕子

4番 高野 晃一

7番 兵頭 英樹

8番 米田 慎一郎

10番 中田 初美

11番 松本 虎彦

12番 木野本 伸行

13番 梶原 知樹

14番 津田 正利

②欠席委員 3人

3番 阿部 弘喜

5番 大野 信幸

9番 濱本 虎夫

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 なし

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第21号 時効取得について

日程第4 報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第6 報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第7 報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第8 報告第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第9 報告第27号 農用地利用権設定解除申出について

日程第10 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 日程第1 1 議案第2 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第1 2 議案第2 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第1 3 議案第2 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第1 4 議案第2 5号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画
(案)の決定について

6. 出席した事務局職員

主 任 中村 吉裕
主 事 宮本 聖真

7. 会議の概要

事務局	それではただいまから、12月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、井上会長からご挨拶を申し上げます。
会長	(井上会長・あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 これより議事進行は、井上会長にお願いします。
議長	ただいまから、12月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中 <u>11</u> 名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、3番 阿部委員、5番 大野委員、9番 濱本委員は、欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、2番土居委員、4番高野委員にお願いいたします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の、1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日の1日と決定しました。

議長

次に、日程第3「報告第21号 時効取得について」を事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、1ページの、報告第21号をご覧ください。

(報告書説明)

時効取得とは、民法第162条で、「20年間、所有の意思を持って、平穩に、かつ、公然と他人の物を占領した者は、その所有権を取得する。」となっています。この場合、農地法第3条による許可は不要となります。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、次に移ります。

日程第4から第8、「報告第22～26号まで、農地法第3条の3第1項の規定による届出について」同一議案なので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、2ページの、報告第22号をご覧ください。

(報告説明)

つづいて、3ページの、報告第23号をご覧ください。

(報告説明)

次に、4ページの、報告第24号をご覧ください。

(報告説明)

次に、5ページの、報告第25号をご覧ください。

(報告説明)

次に、6ページの、報告第26号をご覧ください。

(報告説明)

農地法第3条の相続の届出になりますので、許可の対象外となっております。

説明は、以上です。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明がありましたが、内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

質疑がないようですので、次に移ります。

日程第9 報告第27号「農用地利用権設定解除申出について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは7ページの報告第27号をご覧ください。

(報告説明)

解除届出は、令和5年11月20日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で、説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明がありましたが、内容について、質疑はありませんか。

(質疑・意見無し)

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

日程第10～13「議案21号～24号まで、農地法第3条の規定による許可申請について」同一議案なので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、8ページの議案21号をご覧ください。

9ページは位置図を付けております。

場所は、〇〇で先ほど利用権解除された土地になります。

(議案説明)

農地法3条では、農地又は採草放牧地について所有権移転する場合は、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないこととなっており、譲渡人は財産の一部贈与を適用して、地元の農家へ農地を贈与する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3の規定による許可申請に係る調査書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として一式所有されております。貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので、効率利用要件は満た

されると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。

第4号の農作業常時従事者ですが、申請人は250日、家族と共に作業しており、従事者と見込まれます。

第5号の転貸には当たりません。

第6号の地域の緩和ですが、譲受人は同じ地域内で生活されておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

つづいて、議案22号をご覧ください。

11ページは位置図を付けております。

場所は〇〇で先ほど利用権解除された土地になります。

(議案説明)

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書②をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として一式所有されております。貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので、効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。

第4号の農作業常時従事者ですが、申請人は250日、妻と共に作業しており、従事者と見込まれます。

第5号の転貸には当たりません。

第6号の地域の緩和ですが、譲受人は同じ地域内で生活されておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、12番木野本委員から現地調査の結果を合わせてお願いします。

12番

木野本委員

西村推進委員と一緒に現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、農地法の要件はすべて満たしており、周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから特に問題はないものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第21号、第22号について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第21号及び第22号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第23号について、事務局から説明を求めます。

事務局

12ページをご覧ください。

13～16ページは位置図を付けております。

(議案説明)

今回、所有権移転する土地は、長年に亘って農地として利用しており、遺言証書で相続人として、指名されており、譲受人も管理人を承諾しており、許可があり次第、所有権を移転する。

調査書③をご覧ください。

今回は、直系相続人が不在で、遺言証書で指名された方が、贈与の形で農地管理人になるため農業委員会の許可を受けて、所有権移転をするものです。

(すべての場合は相続、一部の場合は贈与で許可)

第1号の要件ですが、柑橘栽培に適応できる農具はございません。ただし、農地管理人として見込まれる。ということで不許可要件の不該当となります。

第2号、第3号については該当いたしません。

第4号の農作業常時従事者ですが、内容によって常時従事すると見込まれません。

第5号の転貸には当たりません。

第6号の地域緩和条件ですが、譲受人は、地元にはゆかりがあり、遺言書で農地を取得し、管理人不明地にならないように相続するため贈与の許可を取得する。よって地域農業の調和を乱すようなことには、ならないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、8番米田委員から現地調査の結果を合わせてお願いします。

8番

米田委員

藤原推進委員と一緒に現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、今回は遺言によると特定相続ということで、地縁のある方ですので、問題はないと思われまます。ご審議の程宜しくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局、担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願い

します。

(質疑・意見なし)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第23号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり決定しました。

次に議案第24号について、事務局からの説明を求めます。

事務局

17、18ページをご覧ください。

19～25ページは位置図を付けております。

(議案説明)

譲渡人は、農業後継者である二男に農地の全部を贈与する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

調査書④をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具は一式所有しております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分にありますので、効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間250日従事しているということですから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の転貸には、該当いたしません。

第6号の地域の調和要件ですが、譲受人は、今まで耕作していた農地を引き続き耕作するもので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、宜しくご審議をお願いします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、11番松本委員から現地調査の結果を合わせてお願いします。

11番
松本委員

田中推進委員と一緒に現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、農地法の要件は満たしております。周辺の農地並びに地域営農には、影響がないものと思われま。以上のことから問題はないものと思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局、担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑・意見なし)

よろしいですか、それでは採決いたします。第24号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定しました。

議長

次に、日程第14、議案第25号「農業経営基盤強化促進事業による農地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。

なお、高野委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案が「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項」となりますので、ご退室をお願いします。

(事務局が、高野委員を退室させる。)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第25号をご覧ください

この議題は、伊方町長より令和5年11月20日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

利用権設定の計画が6件で12筆、面積13,611㎡です。

(議案説明)

以上の計画要請の内容は、農業者に対する農用地の利用集積、経営強化促進、健全な発展に寄与することを目的としております。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第25号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第25号については原案のとおり決定いたしました。

(高野委員を入室させる。)

議長

以上で、本日の審議は終了しました。

その他を議題とします。

委員さんから、その他についてありませんか。

(質疑なし)

事務局からありませんか。

(来年度の研修案内)

次回の農業委員会総会の日程を決めたいと思います。

1月5日午後1時30分から総会を開催する予定ですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、以上をもちまして、伊方町農業委員会12月定例総会を閉会いたします。

(閉会時間 14:07)